

Title	秦律の理念
Author(s)	湯浅, 邦弘
Citation	中国研究集刊. 1984, 1, p. 1-21
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60975
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

生産性の向上

文書の重視 官吏の職責

農業の保護

(3) (2) (1)

秦律の理念

次

目

はじめに

農業生産の掌握

(5) (4) (3) (2) 上計制度 規格の統一

地方権力の抑制

秦律の徹底

官僚体制の整備

官吏の任免

検査・賞罰による推進

(5) (4) (3) (2) 生産物の管理体制

官府手工業の重視

四、軍事力の強化 (1) 徭戍制度

軍爵制

おわりに (2) 軍馬・武器・軍糧の管理 軍事教練

注

はじめに

は、一九八三年八月三十一日から東京・京都を舞台にして、七 第三十一回国際アジア・北アフリカ人文科学会議(CISHAAN)

農業技術の明示

邦 弘

湯

浅

四・四五合併号)等によって広く紹介されている。その CISHA-人文科学会議(CI SHAAN) 参加記」、『東方学会報』(四人文科学会議(CI SHAAN) 参加記」、『東方学会報』(四人文科学会議(CI SHAAN) 参加記」、『東洋史研究』(第四十二巻第月十三日~九月二十二日)や、『東洋史研究』(第四十二巻第月十三日~九月二十二日)や、『東洋史研究』(第四十二巻第月十三日)を、『朝子新聞』を刊に日間にわたって開催された。その模様は、『朝日新聞』を刊に

会』の様相を呈した」(注1)と言われる。

AN の中で、簡牘研究の分科会は、「さながら『雲夢秦簡研究

式」等、大量の法律関係文書だったのである。更に、秦の昭襄北省雲夢県睡虎地に於て発見された一千余枚の竹簡を指し、現た、出土地の名を取って「雲夢秦簡」或いは「睡虎地秦墓竹簡」を呼ばれ、注目されている学術資料である。この竹簡は保存状態が比較的良く、字蹟も概ね鮮明であった為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国為、ほどなく驚くべきその内容が判明した。即ちそれは、戦国の法律(注2)、問答形式によって法律の条文や法律用語を解れたと思われる「秦律十八種」「效律」「表表の出土地)という秦の法律、「大量の法律関係文書だったのである。更に、秦の昭襄、北省雲夢県睡虎地に大力である。更に、秦の昭襄、北省雲夢県睡虎地に大力である。

資料も含まれていた。

まったからである。 まったからである。 な来、秦帝国の興亡と密接な関わりを持つと思われる秦の法 ながら、秦帝国の興亡と密接な関わりを持つと思われる秦の法 ながら、秦帝国の興亡と密接な関わりを持つと思われる秦の法 ながら、秦帝国の興亡と密接な関わりを持つと思われる秦の法 なが、、秦帝国については、その鮮やかとも言うべき盛衰の跡

充分可能であると思われる。特質を見出し、それによって秦律の全体像を予想することは、特質を見出し、それによって秦律の全体像を予想することは、れたものと考えられている。しかしながら、そこに秦の法律の概ね南郡(及び治下の県・道)統治関係の法律を中心に抄録されたものと考えら。無論それは、秦の法律の全体像を予想することは、秦の法律の実態と当時の社会の実情とを語る第一級の資料であるの法律の実態と当時の社会の実情とを語る第一級の資料であるの法律の実態と当時の社会の実情とを語る第一級の資料であるの法律の実態と当時の社会の実情とを語る第一級の資料である。

こうした状況にあって新たに提供された雲夢出土秦律は、秦

では、秦帝国にまつわる諸問題を検討する前とこでこの小論では、秦帝国にまつわる諸問題を検討する前では、秦神神りに、その中に表れた秦の政治の基礎的作業として、「秦律十八種」「效律」「秦律雑抄」の基礎的作業として、「秦帝国にまつわる諸問題を検討する前で、

一 中央集権化

るのは、その強烈な中央集権化の理念である。
厖大な量に上る秦律全般を貫いて最大の特徴を成すと思われ

の心得を四字句ずつに綴った「為吏之道」など、極めて重要なが県・道(注3)の嗇夫に勧告した文書「語書」や、地方の吏

王元年(前三〇六)から始皇三十年(前二一七)に至る墓主

「喜」なる人物の個人的経歴書「編年記」を始め、

南郡守「騰」

る。

た。その農業関係法規に於て、中央集権化の理念は先ず顕著に 商鞅の重農抑商政策以来、秦が最重視した産業は農業であっ

・雨ふりて樹を為し、及び粟を秀でしめば、輒ち書を以て稼 よ。(田律・二四頁)(注4) 県は郵をして之を行ら令め、八月尽くるまでに之を□□せ の頃数を言げよ。近県は軽足をして其の書を行ら令め、遠 雨・水潦・螽蚰・群の它の物の稼を傷ふ者も、亦た輒ち其 亦た輒ち雨の少多、利する所の頃数を言げよ。旱及び暴風 き者の頃数を言げよ。稼已に生じて後、而して雨ふらば、 を樹し粟を秀でしむること、及び墾田なるも鴫にして稼田

その伝達方法を指示し、報告の徹底化を図っている。ここには、 概算する為であろう。更に、近県は「軽足」、遠県は「郵」と、 限としたのは、各県からの報告を基に、その年の収穫予定量を 虫等の自然災害の状況報告が義務づけられている。八月末を期 末端社会に対する国家権力の強烈な介入を見ることができる。 この田律では、穀物の生育状況や雨量、及び暴風雨・水害・害

地が土地台帳に記載され、租税対象となっていたことを示唆す また、右の「墾田」や次に掲げる「受田」の語は、民の耕作 統制せんとしたのである。

秦は、各地の農業生産の実情を、この秦律によって直接把握・

・頃ごとの芻稾を入るるには、其の受田の数を以てし、墾と 不墾と無く頃ごとに芻三石・稟二石を入れよ。芻は黄穌及

これは、「芻稟」という付加税に関する法律ではあるが、 も可なり。(田律・二七頁) び束自り以上、皆之を受く。芻稾を入るるに、相輸度する

の整備がなされていたことを物語っている。 面積当たりの納入量、及び品質の最低限を明示しており、税制 (注5)

下にあった。 そして、その墾田に働く民もまた、国家による厳重な管理の

・敖董を匿し、及び癃を占ぐること不審ならば、典・老を贖 きは、貲各々一甲。伍人戸ごとに一盾、皆之を遷す。傅律 耐とす。百姓老に当たらず、老時に至るも用て請げず、敢 へて詐偽を為す者は、貲二甲。(注6) 典・老告げざると (雜抄•一四三頁)

・県は食する者の籍及び它費を太倉に上るには、計と偕にせ 二頁 よ。都官は計時を以て食する者の籍を讎べよ。 (倉律・四

・故秦人の為に出すこと有り、籍を削らば、上造以上鬼薪と 為し、公士以下刑して城旦と為す。游士律(雑抄・一三〇

時まで「籍」によって国家の統制を受けたのである。その戸籍 これらによれば、成年時の登記手続を終えた民は、その免老の

謂什伍の組織・連坐制を導入することにより、国家は民を厳しその罪は伍人・里正(注7)・伍老にまで及んだのである。所「詐偽」は、戸籍を無みする行為として厳罰に処せられた上、たらんとし、また「敖童を匿し」「老時に至るも」申請しないは、毎年上計吏上京の時期に一斉点検され、「削籍」して游士

化を図ったのである。耕作地・農民の三者を尽く統轄することにより、その中央集権がくの如く秦は、国家の基本たる農業の分野に於て、穀物・

く監視していたと言えよう。

(2) 上計制度

くるまでにし、其の人之を取らずんば、予ふる勿かれ。・米を委賜すること有り、禾稼を公より稟くるには、九月尽ても明らかに表れている。

て食を益せ。(同・五〇頁)・小隷臣妾、八月を以て傅して大隷臣妾と為るも、十月を以(倉律・四四頁)

計年度は、十月から九月までであったことが明らかとなる。(注十月からと規定された。これらの秦律によれば、秦の定めた会臣妾」が八月に「大隷臣妾」に昇格しても、その給食の増加は「禾稼を公より稟」ける場合には、九月末日までとし、「小隷

然に防止せんとする。 こで、秦律は、以下の如き規定を設けて、そうした不手際を未違により、その会計報告が次年度にずれ込む危険性もある。そ違いより、一率に設定された会計年度では、役所間の距離の相しかし、一率に設定された会計年度では、役所間の距離の相

・官の相輪る者は、書を以て其の始所の手を告げ、受くる者・官の相輪る者は、書を以て其の輪所の計に逮ぶ能はざるは、其の輪所の遠近を計り、其の輪所の計に逮ぶ能はざるは、は以て之を入計せよ。八月九月中に其の輪ること有らば、

に告げよ。(司空・八五頁) 畢へよ。官の相近き者は九月尽くるまでにして其の計の官計の所官に告げ、九月過ぐること母くして其の官に致るを者は、八月尽くるまでに各々其の作日及び衣数を以て其の

・官に作居(注9)して債を貲贖し、其の計の所官より遠き

た。(注10)

「一年・馬牛一頭の誤差をも許さなかって頁)と、貨幣一銭・人戸一軒・馬牛一頭の誤差をも許さなかって頁)と、貨幣一銭・人戸一軒・馬牛一頭の誤差をを許む。二百廿銭を過ぐるより以て二千二百銭に到るは、寛一春、二百廿銭を過ぐるより以て二千二百銭に到るは、また、「計、校して相繆ること、二百廿銭自り以下ならば、また、「計、校して相繆ること、二百廿銭自り以下ならば、また、「注、校して相繆ること、二百廿銭自り以下ならば、また、「注、校して相繆ること、二百廿銭自り以下ならば、また。(注10)

国家権力の光は、社会の隅々に至るまでを周く照らし出さんと実情を距離の遠近に関わりなく年度毎に正確に把握せんとした。こらした厳重なる上計制度によって、秦は、すべての地方の

したのである。

(3) 規格の統一

明らかに継承されている。 謳われていた。こうした商鞅変法以来の伝統は、次の秦律にも丈尺を平らかにす」(『史記』商君列伝)と、度量衡の統一は丈尺を平らかにす」(『史記』商君列伝)と、度量衡の統一は、次に中央集権化の理念を窺い得るのは、規格の統一という点

- ・県及び工室の聴官は、衡石の累・斗桶・升を正すを為すに、 ・県及び工室の聴官は、衡石の累・斗桶・升を正すを為すに、
- 者も之を正すこと用ふる者の如くせよ。(内史雑・一〇八期踐らば、其の官にて計り、百姓に仮す毋かれ。用ひざる・実を有つ官の県料する者は、各々衡石の累・斗桶を有ち、

更に秦律は、度量衡のみならず銭・布の統一についても厳重の貸し出しを禁止して、計量器具の精度保持につとめている。し出し使用後の修正などが義務づけられている。また、百姓へここでは、「衡石の累・斗桶・升」の統一や一年毎の点検、貸

に来詣す」と。(封診式・二五二頁)・鎔二合を縛り詣りて、告げて曰く、「丙此の銭・鎔を得、之・鎔二合を縛り詣りて、告げて曰く、「丙此の銭を盗鋳し、「四世爰書、某里士伍甲・乙、男子丙・丁及び新銭百一十銭

る者は行らず。(金布律・五六頁)・布袤八尺、幅広二尺五寸、布悪く、其の広袤式の如からざ

五六頁)と定められた。

五六頁)と定められた。

五六百)と定められた。

五六百)と定められた。

五六百)と定められた。

五六百)と定められた。

る。 秦律ではこの他、手工業製品の規格も次の如く規定されてい

等しくせよ。(工律・六九頁)・器の同しき物を為る者は、其の小大・短長・広も亦た必ず

こと毋かれ。(同・七○頁)・計を為し、程に同じからざる者は、其の出すを同じくする

との厳しい処置を受けることとなる。 査され、規格に外れるものは、「其の出すを同じくする毋かれ」器物は、その「小大・短長・広」などの規格「程」を厳重に検

た「斗桶・権衡・丈尺」の統一を継承するとともに、貨幣・布・集権化の理念は明白に表れている。秦律は、商鞅変法の目指しかくの如く、規格の統一を謳ったこれら秦律の中にも、中央

手工業産品の規格にも、厳しい監視の目を向けたのである。

地方権力の抑制

化を図る。既に前節までに於て明らかな如く、秦は国家の直属 裏一体をなす地方権力の抑制化という方向によっても、その強 せんとするものに他ならない。 も、地方権力の実態を明らかにすると同時に、その伸長を制限 して、地方の実情を白日の下に晒さんとした。これらはいずれ 出先機関たる「都官」を各県に設置し、厳格な上計制度を施行 に集中させるという方向で推進された。また秦律は、それと表 秦の目指す中央集権体制の強化は、右の如く政治権力を中央

されていたかを、この秦律は物語っている。 決して「擅に」することを許されない。国家権力がいかに強烈 官舎の修改築に、県は国家の承認を求めなければならなかった。 であり、また同時に、地方行政機関たる県の権力がいかに制限 次に挙げるのは、こうした傾向を示す一例である。 ・県敢へて擅に公舎官府及び廷を壊更する母かれ。其の壊更 せんと欲すること有るや、必ず之を濛へ。(徭律・七七頁)

秦律の徹底化

によって裁断せんとする秦にあっては、中央集権化の理念が末 す。ところで、礼義を廃し、賢者の徳にも依らず、すべてを法 右の如く、秦律は様々な角度から中央集権体制の強化を目指

> か否かにかかっている。 ・県は各々都官の其の県に在る者に告げて、其の官の用ふる

端社会にまで浸透するか否かは、すべてこの秦律が徹底される

- ・歳ごとに辟律を御史に讎せ。(尉雑・一〇九頁) 律を写せ。(内史雑・一〇四頁)
- そこで、制定された秦律は、都官から「律を写す」ことにより、

明らかにその適用範囲としていたことが判る。「県・都官・十 論ぜよ」(答問・二一二頁)の如く、秦律は県同様に郡をも、 県に事へて其の事を視めざる者、何にか論ぜん。小犯令を以て ていったのである。また、「郡・県に除せられし佐の、它の郡・ れた。苛酷峻厳を以て聞こえた秦律は、かくして各県へと下っ また一年毎に「御史に讎す」ことによって、その徹底化が図ら

若干の増補修訂を加えつつ、秦の新たな領土に対しても、同様 上る。かくの如く、当初、旧国内に於て適用されていた秦律は、 郡・三川郡・太原郡・巴郡・河東郡・上党郡・東郡の十二郡に 秦の四番目の郡として昭襄王二十九年(前二七八)に設置され 二郡、吏及び佐、郡の官属を免・除するには、十二月朔日を以 た南郡を始め、少なくとも上郡・蜀郡・漢中郡・黔中郡・南陽 四頁)の規定によれば、その対象地域として挙げられるのは、 て免・除し、三月尽くるまでにして之を止めよ」(置吏律・九

(答問・一九四頁)「律に曰く、 更に秦は「何をか四鄰と謂ふ。四鄰とは即ち伍人の謂ひなり」 『盗と法を同じうす』と。又

に適用されていったのである。

格関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された格関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された其の盗むを知るも、分贓を受くること一銭にも盈たず。問ふ、其の盗むを知るも、分贓を受くること一銭にも盈たず。問ふ、其の盗むを知るも、分贓を受くること一銭にも盈たず。問ふ、其の盗むを知るも、分贓を受くること一銭にも盈たず。問ふ、其の盗むを知るも、分贓を受くること一銭にも盈によって秦律組の組織、連坐制の適用、姦事通告の義務化などによって秦律の徹底化を求めたのである。
以上、秦律に見える第一の特徴として、秦律全体を通し最もの徹底化を求めたのである。
以上、秦律に見える第一の特徴として、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を始めとして、秦律全体に極めて明白に反映された時関係法規を対している。

二 官僚体制の整備

政治理念であった。

を整備強化せんとする理念もまた、明白に表れている。として始めて可能であると言えよう。秦律には、この官僚体制として始めて可能であると言えよう。秦律には、この官僚体制を整備せんとする理念である。中央集権な関係にある官僚体制を整備せんとする理念である。中央集権な関係にある官僚体制を整備せんとする理念である。中央集権化と密接

(1) 官吏の任免

官僚体制を確固たるものとする為には、先ず、官吏の任務や

要があった。 職責を明らかにし、官吏の任免に関する厳しい規定を設ける必

為し、時を須つ毋かれ。(置吏律・九四頁)・其の死・亡有り、及び故にて缺くる者有らば、之を補ふを

坐し、去者坐せず。它は律の如くせよ。(效・九六頁)とせず。其の歳に盈たば、效せずと雖も新吏は居吏と之にば、代者は居吏と之に坐せ。故吏效せず、新吏之に居ること未だ歳に盈たざるときは、去者居吏と之に坐し、新吏はと未だ歳に盈たざるときは、去者居吏と之に坐し、新吏は・実官の佐史、免・徙せ被るるには、官嗇夫必ず去者と代者・実官の佐史、免・徙せ被るるには、官嗇夫必ず去者と代者

(内史雑・一○六頁) 二月を過ぎても嗇夫を置かずんば、令・丞不従令と為す。二月を過ぎても嗇夫を置かずんば、令・丞不従令と為す。

止する規定(注12)など、秦律には、官吏の任免・交代に関すは先述の如く、官吏任免の時期を十二月一日から三月末日までは先述の如く、官吏任免の時期を十二月一日から三月末日までは、「二月を過ぎても嗇夫を置かずんば、令丞不従令と為す」と厳しい態度で臨む。(注11) 更に、穀物を管理する「実官」と厳しい態度で臨む。(注11) 更に、穀物を管理する「実官」と厳しい態度で臨む。(注11) 更に、穀物を管理する「実官」と厳しい態度で臨む。(注11) 更に、穀物を管理する「実官」と厳しい態度で臨む。(注11) 更に、穀物を管理する「実官」と厳しい態度で臨む。(注11) 更に、穀物を管理する「実官」と、交代者を補充する場合には、「中心の大力の事が生じた。」といる。

る厳重な規定が数多く存在する。

(2) 官吏の職責

らなかった。 僚体制の基本的秩序を乱すものとして厳しい批判を受けねばな 職責に関する規定である。他の職分への干渉や越権行為は、官 電僚体制の整備を企図して、秦律が次に掲げるのは、官吏の

- かれ。(内史雑・一〇七頁)・下吏の能く書する者も、敢へて史の事に従はしむること母
- ・求盗をして送逆し它を為さ令むること毋かれ。送逆し它事を為さ令むる者、貲二甲。(雑抄・一四七頁)
- 二一二頁) めざる者、何にか論ぜん。小犯令を以て論ぜよ。(答問・めざる者、何にか論ぜん。小犯令を以て論ぜよ。(答問・・郡・県に除せられし佐の、它の郡・県に事へて其の事を視

なかったのである。

本の他、官僚体制を合理的に整備する為には、官吏個人の様々な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。秦律は、「府中の公の金銭、な不正を防止する必要があった。

(3) 文書の重視

伝達を是とする法家の立場は、以下の秦律にも明瞭に表れていてのそれを否定し、恣意の介在を許さない客観的な文書によるとは、法家の主張であった。正確な伝達に疑問が持たれる口頭視である。「書契は公信を立つる所以なり」(『慎子』威徳)で、後俸制強化の為に、秦律が強調する第三の点は、文書の重官僚体制強化の為に、秦律が強調する第三の点は、文書の重

- 羈して請ふ毋かれ。(内史雑・一○五頁)・事の請ふこと有るや、必ず書を以てし、口もて請ふ毋かれ。
- (倉律・三八頁) 禾稼・芻稟を入るるには、輒ち廥籍に為して内史に上れ。

秦王の「命書」や「急と署」された重要文書には、特に注意が

以て人に稟せよ。(倉律・四○頁)・禾・黍□□□□を程り、書を以て年を言げ、其の数を別ち、

これらの奏車よ、げれら、最与も青頂の祭と「聾と以て」に以て之を入計せよ。(金布律・五八頁)・官の相輸る者は、書を以て其の出計の年を告げ、受くる者

これらの秦律はいずれも、報告や請願の際に「書を以て」しこれらの秦律はいずれも、報告や請願の際に「書といて明らかにした農業関係法規に於ても、「書を以て稼を満し栗を秀でしたした農業関係法規に於ても、「書を以て稼を満し栗を秀でしられていた。(注13)こうした公文書の伝達は、迅速・確実なることを肝要とする。秦律は先述の如く、「近県は軽足をして其の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして之を行ら令めよ」(田律・二の書を行ら令め、遠県は郵をして、また、別に「行書」なる律を設けて、その徹底化を図っている。

- は律を以て之を論ず。(行書・一○三頁)のざる者も日に畢へ、敢へて留むること勿かれ。留むる者らざる者も日に畢へ、敢へて留むること勿かれ。留むる者を命書及び書の急と署す者を行るには、輒ち之を行れ。急な
- は令ずる勿かれ。(同・一○四頁) ・房暮を書し、以て輒ち相報ぜよ。書に亡ふ者有らば、亟か・夙暮を書し、以て輒ち相報ぜよ。書に亡ふ者有らば、亟か・書を行伝し、書を受くるには、必ず其の起し及び到る日月

て相互確認させ、更に、伝達者の人選に留意することによって、払われた。また、文書の発信及び到着の「日月・夙暮を書し」

その迅速・正確化は図られたのである。

・丞・令を矯るとは何ぞや。有秩、偽りて其の印を写し、大た。また、文書を重視する秦律は、偽印・偽書をも見逃さなかっまた、文書を重視する秦律は、偽印・偽書をも見逃さなかっ

嗇夫と為るがごとし。(答問・一七五頁)

知らず、即ち復た封して它県に伝へ、它県も亦た其の県の・偽書を発して知らずんば、貲二甲。今、咸陽偽伝を発して

び它県、発して知らざる者は、当に皆貲すべし。(同・一以て貲すべきや。且た它県も当に尽く貲すべきや。咸陽及次に伝へ、関に到りて得らる。今当に独だ咸陽のみ坐して

七六頁)

である。である。とは、伝達媒介として文書を重視する秦の通信体制らざる」ことは、伝達媒介として文書を重視する秦の通信体制らざる」ことは、伝達媒介として文書を重視する秦の通信体制下級の吏が令・丞の印を模造・模写したり、「偽書を発して知下級の吏が令・丞の印を模造・模写したり、「偽書を発して知

まった。また、報告や請願の際には、文書による伝達が義務づ律を準備し、越権行為を始めとする官吏の不正を厳しく取り締運用して行く為に、秦は、官吏の任免・交代に関する詳細な法備を取り上げた。中央集権化の理念を実現し、秦律を合理的に以上、秦律に見られる第二の政治理念として、官僚体制の整以上、秦律に見られる第二の政治理念として、官僚体制の整

うした秦律によって、その合理的運営が図られたのである。偽印を裁く厳格な法律も用意されていた。秦の官僚体制は、けられ、公文書伝達の迅速・正確化を期した規定、及び偽書

ح

三 生産性の向上

策により、農業を中心とする生産性の向上を図っていた。生産性の向上である。秦は既に商鞅変法以来、その重農抑商政中央集権化・官僚体制の整備に続き、秦律が意図するのは、

(1) 農業の保護

また。これでは、これでは、10kmにおいて、10kmにおいている。り、その生産性を高めんとする意図が、明白に表れている。秦律には先ず、この国家の根本たる農業を保護することによ

・居して債を貲贖する者、田農に帰るには、種時・治苗時、

一四七頁) 吏、戍に行るに律を以てせざるときは、貲二甲。(雑抄・・戍律に曰く、同居は並びて行る毋かれ。県嗇夫・尉及び士

労役によって債務を贖いつつある者も、「種時・治苗時」の農九月尽くるに至りて、其の半石を止む。(倉律・四九頁)・隷臣の田する者には、二月を以て月ごとに二石半石を稟し、

繁期には「各々二旬」の帰田が許された。また、戍卒として

備にも増して、国内生産力の低下を憂えたからに他ならない。

「同居」から同時に二人を徴用してはならないとする。辺境守

したのである。 したのである。 は、田童の田子の名ののののである。かくの如く秦律は、農民への保護を食が増加されたのである。かくの如く秦律は、農民への保護をら九月の農耕期には、平常の月二石から月二石半へと、その給更に「隷臣の田子る者」にも特別の配慮があった。即ち二月か更に「隷臣の田子る者」にも特別の配慮があった。即ち二月か

穫の対象たる動植物にも、特別の目が向けられた。 また、秦律が保護するのは、田に働く農民だけではない。収

敲を取る毋かれ。□□□□□□□魚鼈を毒し、穽網を置く毋夏ならざるの月、敢へて夜草を灰と為し、生茘・麛・卵・・春二月、敢へて材木を山林に伐り、及び隄水を壅ぐ毋かれ。

性低下を招く行為として禁止される。秦律は、「七月に到りて及び「穽網」の設置や毒殺による無差別な乱獲も、同じく生産及び「穽網」の設置や毒殺による無差別な乱獲も、同じく生産とは、そのまま生産性の低下へと直結するからである。また、とは、そのまま生産性の低下へと直結するからである。また、とは、そのまま生産性の低下へと直結するからである。また、く」行為を禁止する。農耕開始時期に用水路を塞ぎ、一年中でぐ」行為を禁止する。農耕開始時期に用水路を塞ぎ、一年中で

も、獣を追ひ及び獣を捕へざる者は、敢へて殺す勿かれ。其のへて犬を将ゐて以て田に之く毋かれ。百姓の犬禁苑の中に入るこの他秦律には、「邑の近阜及び它の禁苑には、麛の時、敢

之を縦す」とその解禁期を明示することによって、最も効率の

良い収穫を願ったのである。

この秦律は先ず、「春二月」に於ける材木の伐採や「隄水を薙

かれ。七月に到りて之を縦す。(田律・二六頁)

憂らべき存在だったのである。

・游士在りて符亡きは、居県にて貲一甲。游士律(雑抄・一生産性低下につながる行為には、厳しい態度で臨んでいる。して愛民の精神に基づくものではない。(注15) 従って、逆にして愛民の精神に基づくものではない。(注15) 従って、逆にれて、それは、生産性の向上を最終目的とするものであり、決け、との如く秦律は、生産性向上を目指して、農民・動植物・かくの如く秦律は、生産性向上を目指して、農民・動植物・

き「游士」は、民を農耕に専念させんとする秦にとって、最もき「游士」は、民を農耕に専念させんとする秦にとって、身を尊くす可」と共に「言談游士」を排撃した。労働せずして「身を尊くす可民の用ふ可からざるや、言談游士の君に事ふるの身を尊くす可民の乗律は「符亡」き「游士」を否定する。嘗て商鞅は「夫れ二九頁)

検査・賞罰による推進

(2)

生産性向上を図る秦律の次なる策は、定期検査・賞罰による

推進であった。

・四月・七月・十月・正月を以て田牛を膚せ。卒歳にして、 ・四月・七月・十月・正月を以て田・平原に日のを賜ひ、 に十。又、里に之を課し、最なる者には里典に日旬を賜ひ、 を賜ひ、卓を為むる者一更を除き、牛長に日三旬を賜へ。 を明ひ、卓を為むる者一更を除き、牛長に日三旬を賜へ。 とはて田し、牛絜を滅ずれば、主る者を答うつこと寸ごと を以て田・七月・十月・正月を以て田牛を膚せ。卒歳にして、

夫に一盾を貲す。(雑抄・一四二頁)

丞・佐・史に各々一盾を貲す。馬労課して殿ならば、阜嗇各一盾を貲す。馬労課して殿ならば、廄嗇夫に一甲、令・吏の乗る馬を膚し、篤く胔せ、及び膚期に会せずんば、各

盾を貲す。牛羊課(雑抄・一四二頁) 貲す。羊の牝十、其の四に子母からば、嗇夫・佐に各々一覧す。羊の牝十、其の六に子母からば、嗇夫・佐に各々一盾を

て、その生産性向上を図ったのである。「羞辱労苦なる者は民させんとした。秦律はかくの如く、農耕の世界に賞罰を適用しの摂理に委ねられるべき牛羊の出産率を人為によって保持向上各々賞罰を適用した。また、「牛羊課」なる律によって、自然秦律は年四回の「田牛」品評会を義務づけ、「最」「殿」には

指すこれら秦律の立場は、かかる人間観や信賞必罰主義を掲げ 書』算地)、 業に保護の目を向ける一方で、生産性向上に向かって精進せざ る法家の立場と、極めて近い関係にあると言える。秦律は、農 を設け」(『韓非子』姦劫弑臣)「刑を厳にして罰を重く」 観であった。民は「顕栄佚楽」「安利」に赴き、「羞辱労苦」 の悪む所なり。顕栄佚楽なる者は民の務むる所なり」(『商君 (同)することが必治の術だと彼等は考えた。生産性向上を目 「危窮」から逃れんとする。しからば、「賞を明らかにして利 (『韓非子』五蠧)とは、商鞅・韓非子に表れた冷厳なる人間 「民の故計、皆安利に就き、皆危窮を辟く」

(3)農業技術の明示

るを得ない状況へと、民を追い込んで行ったのである。

出された農業技術の存在が感じられる。また、次の秦律には、 生率を明示していた。これらの背後には、幾多の経験から生み 禁止し、動植物の狩猟・採取に解禁期を設け、牛や羊の最低出 述の如く秦律は、耕作地の雨量に留意し、春二月の材木伐採を 盛り込むことによって、より高い生産性を確保せんとした。先 現は期待できない。そこで秦律は、農業技術の成果をその内に 的確な農業技術がそこに施されなければ、秦律の悲願もその実 とによって、その生産性を一気に高めんとした。しかし、いか に農業が大切であると叫び、いかに民を農耕に専念させた所で、 かくして秦律は、農業を保護し、信賞必罰主義を導入するこ

穀物別にその播種量が規定されている。

・種まくには、稲・麻畝ごとに二斗大半斗を用ひ、禾・麦畝

業技術を内に盛り込むことによって、合理的な生産性向上を図っ 律・四五頁)と、穀物相互間の換算率も設定されていた。秦律 斗と為し、舂きて米十斗と為す。十斗の粲は穀米六斗大半斗。 ることを秦律は知っていたのである。また、「稲禾一石は粟廿 は、重農主義を掲げて民を農耕へと駆り立てる一方、かかる農 麦十斗は麹三斗と為す。菽・荅・麻十五斗は一石と為す」(倉 穀物種別の播種量を明示する。穀物には各々最適の播種率があ より多くの収量を期待して、秦律は単位面積当たりの、しかも 其の本有る者は称議して之に種まけ。(倉律・四三頁) なる田疇は、其れ此の数を尽くさざること有るも可なり。 ごとに一斗、黍・荅畝ごとに大半斗、菽畝ごとに半斗。利

(4)生産物の管理体制

ていたのである。

後の仕上げに取りかかる。 は、以下厳重なる管理体制を敷いて、その生産性向上化策の最 落ちがあれば、秦律の努力も水泡に帰してしまう。そこで秦律 しかし、より多くの実りを手にしたところで、その管理に手

・禾を出すには、入るるに非ざる者、是れ之を出して、之を 度ら令め、之を度りて題に当たらば、之を出さ令めよ。其 の備はらざるには、出す者之を負ひ、其の羸る者は、之を

化を図った。

搬入・出倉を一人で監視するのではなく、常に二人以上で「雑

らに共通して見られる顕著な特徴が二つある。一つは、穀物の

これらを含め、倉庫管理に関する規定は極めて多いが、それ

入れよ。雑に禾を出す者は更むる勿かれ。(倉律・三六頁)入れよ。雑に禾を出す者は更むる勿かれ。(倉律・三六頁)大を辞む。百石以上千石に到るは、官嗇夫に一甲を貲す。 音嗇夫・冗吏をして共に敗せし禾粟を償は令む。禾粟敗すと雖も、而も尚食す可きは、之を程り、其の耗りし石数を以下ならば、官嗇夫を真す。 音嗇夫・冗吏をして共に敗せし禾粟を償は令む。禾粟敗すと雖も、而も尚食す可きは、之を程り、其の耗りし石数を以て論じて之を負はしむ。(效・九七頁)

を以て備はらざる者を論ず。(效・九九頁)・新佐・史の廥を主る者、必ず廥籍を以て之を氏り、原為所有らば、県嗇夫に掲げ、県嗇夫は人をして復た度り、其れ・倉嗇夫及び佐・史、其の免居せらるる者有らば、新倉嗇夫

「必ず膏籍を以て之を度る」点検を義務づけて、管理体制の強厳罰が用意されていた。そして、倉庫管理者の交代時には、愈を呼びかける。また、雨漏りや積載方法の誤り等、管理方法意を呼びかける。また、雨漏りや積載方法の誤り等、管理方法意を呼びかける厳重な人選を義務づけ、倉庫管理者に対し厳重な注案律は「雑に禾を出す者を更むる勿かれ」と、穀物の搬入・出

この他秦律は、「禾を倉に入るるには、万石もて一積とし」て、その実りは守られたのである。責任の所在も立ち所に判明する。正に二重三重の厳戒体制によっ

の都度「廥籍」と内実との照合がなされた。穀物の遺漏やその律群によって厳重に保管され、出倉や管理者交代の際には、そ

(同・三六頁)「芻稾は各々万石もて一積とし、其の出入・増積て一積とし、其の禾を出入し、増積するには律令の如くせよ」(倉律・三五頁)「櫟陽は二万石もて一積とし、咸陽は十万も

(13)

を図っている。

○四、こののでは、「不」の品質を弁別するなど、その合理的管理では、「不ののでは、「不を計りて黄・白・青に別けよ」(倉書が、其の数を別ちて以て人に稟せよ」(倉律・四○頁)と「不」の数を別ちて以て人に稟せよ」(倉律・四○頁)と反び数は不の如くせよ」(同・三八頁)と「禾」及び「芻稟」の貯及び数は禾の如くせよ」(同・三八頁)と「禾」及び「芻稟」の貯

制によって守らんとしたのである。(注16)図り、更に、かくして得られた豊かな実りを、厳重なる管理体罰を適用して民を駆り立て、農業技術を導入して合理的生産を罰を強力に推進せんとした。重農主義を掲げて農業を保護し、賞

(5) 官府手工業の重視

り、小隷臣妾の使す可き者五人は工一人に当たる。(工人・冗隷妾二人は工一人に当たり、更隷妾四人は工一人に当た工業の分野における生産性向上にも充分な配慮を示している。工業の分野における生産性向上にも充分な配慮を示している。かくの如く、秦における生産性の向上は、商鞅変法以来の国かくの如く、秦における生産性の向上は、商鞅変法以来の国

故工一歳にして成さば、新工二歳にして成せ。能く期に先は、功を賦すること故工と等しくせよ。工師善く之に教へ、・新工初めて工事するには、一歳に半功とし、其の後の歳に

程·七四頁

て PBことれ。(写し・ NEW) と有らんとす。期を盈たすも学を成さざる者は、書に籍し んじて学を成す者は、上に謁げ、上且に以て之を賞するこ

むるを為し、之に賦すること、三日にして夏の二日に当て隷臣・下吏・城旦と工の従事する者とは、冬作には程を矢て内史に上れ。(均工・七五頁)

(工人程・七三頁)

四 軍事力の強化

の理念である。

生産性の向上を図った。

(注17)これが、秦律に見られる第三

はによって形成されたのであろうか。 素律に見られる第四の政治理念は、軍事力の強化である。戦 素律に見られる第四の政治理念は、軍事力の強化である。戦 を要求していた。そしてこの秦律も、軍事体制の強化を目指 とを要求していた。そしてこの秦律も、軍事体制の強化を目指 とを要求していた。そしてこの秦律も、軍事力の強化である。戦

(1) 徭戌制度

けて、こうした点の強化を図った。可欠のものである。秦律は先ず、徭戍に関する厳重な規定を設国内軍事施設の強化や国境周辺の守備は、平時の備えとして不国内の侵略を防ぎ、また、自国の進攻を容易にする為にも、

- 旬を過ぐるは貲一甲。(徭律・七六頁)と三日より五日に到らば澣む。六日より旬に到らば貲一盾。と一日を徴に、乏して之を行らずんば貲二甲。期を失するこ
- つ。中労律(雑抄・一三五頁)
- 抄・一四五頁) ず、辞の如からずんば、日ごとに四月の居辺を貲す。(雑・て募帰り、辞して曰く、「日已に備はる」と。致未だ来ら

厳しく戒める。また、帰郷して「日已に備はる」と服務期間を秦律は、召集命令に応じないこと、及び「期を失すること」を

日及び期間の正確化を期したのである。露見させる仕組となっていた。こうして秦律は、徭役の開始期偽ったとしても、その証明書「致」の未到着が、悪事を直ちに

律は以下、労働内容の充実を図って、修復工事の保証に関する働内容が粗雑であれば、軍事施設の強化も覚束ない。そこで秦しかし、仮にその期日や期間が厳守されたとしても、その労E及び其間の正確化を其したのである

厳しい規定を用意した。

(五)

・戍者築き、及び補城するには、堵を嫴た令むること一歳。・戍者築き、及び補城するには、堵を痺た令むること一歳。中を貸す。県司空佐の主将たる者、貨一盾。戍者をしな一甲を貸す。県司空佐の主将たる者、貨一盾。戍者をしの功及び為す所を循視せよ。敢へて它事を為さ令むる勿かれ。已に補へば、乃ち増塞・埤塞せ令めよ。県尉は時に其れ。已に補へば、乃ち増塞・埤塞せ令めよ。県尉は時に其れ。已に補へば、乃ち増塞・埤塞せ令めよ。県司空佐の主将にあること一歳。・戍者築き、及び補城するには、堵を嫴た令むること一歳。・戍者築き、及び補城するには、堵を棒たる

は取り消し処分を受ける。また、「県司空」を始めその責任者一年以内に倒壊すれば、再度の召集と同時に、前回の服役日数ば、満一年の保証が義務づけられた。もし、増改築した城壁が徭役として「邑中の功を為」し、城壁を「城き及び補城」すれ

のである。
のである。
なくなる。かくして、秦律はその労働内容を充実させんとしたなくなる。かくして、秦律はその労働内容を充実させんとしたなくなる。かくして、秦律はその労働内容を充実させんとしたのである。

(2) 軍爵

でて以て庶人と為す。(軍爵律・九三頁)・爵二級を帰して以て親父母の隷臣を謁ふ者は、之を許し、免・爵二級を帰して以て親父母の隷臣妾と為れる者一人を免ぜんと欲し、及び隷臣の斬首して公士と為る者、公士を帰しんと欲し、及び隷臣の斬首して公士と為る者、公士を帰しかくの如く徭戍制度を確立する一方で、秦律は、強力なる軍かくの如く徭戍制度を確立する一方で、秦律は、強力なる軍

詣り、男子丁与偕にす。甲告げて曰く、「甲、尉某の私吏、 ・奪首 軍戯某爰書、某里士伍甲、男子丙及び斬首一を縛り

> 二五六頁) 診べ、已ち丁を診べ、亦た其の痍状を診べよ。(封診式・を伐痍し、此の首を奪ふ。而れば捕へて来詣す」と。首を刑丘城に戦ふに与る。今日、丙戯旞にて直ちに剣を以て丁

・□□ □某爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰・□□ □某爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰・□□ □某爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰・□□ □其爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰・□□ □其爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰・□□ □其爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰・□□ □其爰書、某里士伍甲、公士鄭の某里に在る丙と曰

(3) 軍事教練

の徭戍を償はしむ。除吏律(雑抄・一二八頁) ・士吏・発弩嗇夫を除するに、律の如くせず、及び発弩の射し、中らざるは、尉に貲二甲。発弩嗇夫射して中らずんば、て中らざるは、尉に貲二甲。発弩嗇夫射して中らずんば、は一手を発嗇夫を除するに、律の如くせず、及び発弩の射しかかる軍爵制の導入により、兵の気力充実を図った秦律は、かかる軍爵制の導入により、兵の気力充実を図った秦律は、

務づけられていた。
には、貲一盾」(雑抄・一四一頁)と、年七匹以上の調教が義馬については、「駃騠を課し、卒歳にして六匹以下一匹に到る合には、厳刑が下された。また、秦の騎馬隊の中心となった駿

(4) 軍馬・武器・軍糧の管理

・驀馬五尺八寸以上にして任に勝へず、奔繋して令の如くなそして、更なる軍事力強化を願い、秦律は様々な軍規を示す。

らずんば、県司馬、貲二甲、令・丞、各々一甲。(雑抄・

甲にして廃す。(同・一三四頁)

・卒に兵を稟し、完繕せざるときは、丞・庫嗇夫・吏、貲二

識項不当の律を以て之を論ず。(效・一二一頁)・殳・戟・弩、髼・丹相易へ、以て贏・不備と為す勿かれ。

丞二甲、司馬貲二甲にして廃す」(雑抄・一三二頁)と厳しい。馬に対しても秦律は、「軍に到りて之を課し、馬殿ならば、令農業関係法規に於て「田牛」の管理が重視されたのと同様、軍右に規定されるのは、先ず軍馬や武器の管理についてである。

次に、秦律は軍中の食糧管理について規定する。中原諸国を厳しく追及された。 「鰲・丹」を「相易へ」るなど、武器管理に手落ちがあれば、「

また、武器の修理が「完繕」でなく、「殳・戟・弩」の標識

目指し、日増しにその進撃距離を延ばしゆく秦にとって、軍糧次に、秦律は軍中の食糧管理について規定する。中原諸国を

ている。

る。 この他、軍隊の統制を目指し、秦律は以下の如き軍規を掲げ

生きながら戮め、之を戮めて、已にして乃ち之を斬るの謂敵を誉め、以て衆心を恐れしむる者は戮す。戮とは何如。くは金を以て賞するも、恒数毋し。(答問・一七三頁)衆心を広め、左右に声聞ある者は賞す。将軍材りて銭若し

ひなり。(同・一七三頁)

にも、厳刑が適用された。

んだ。また、宿衛の義務を怠り、担当部署を離脱せんとする者逆に「敵を誉めて」衆心を動揺させる者には「戮」刑を以て臨

これらの軍規によって統制された秦軍は、戦国の世にひとりとれるのであった。

おわりに

以上、小論では、「秦律十八種」「效律」「秦律雑抄」を中

に支えられた強烈なる中央集権体制の確立、これが出土秦律か於ける生産性向上、外に対する軍事力強化、厳格なる官僚体制を関り、次に、官吏の任免に厳しい規定を設け、通信媒介としを図り、次に、官吏の任免に厳しい規定を設け、通信媒介としを選主義を掲げて生産性の飛躍的向上を願い、そして、混迷すと農主義を掲げて生産性の飛躍的向上を願い、そして、混迷すと農主義を掲げて生産性の飛躍的向上を願い、そして、混迷すと農主義を掲げて生産性の飛躍的向上を願い、そして、混迷すと、農主義を掲げて生産性の飛躍的向上を願い、通信媒介とした。とれが出土秦律の次に、更には、「法律答問」「封診式」をも交え、出土秦律の心に、更には、「法律答問」「封診式」をも交え、出土秦律の心に、更には、「法律答問」「封診式」をも交え、出土秦律の心に、更には、「法律答問」「対診式」をも交え、出土秦律の心に、更には、「法律答問」「対診式」をも交え、出土秦律の心に、更には、「法律答問」「対診式」をも交え、出土秦律の心に、更には、「法律答問」「対診式」を持た。

とはできないであろう。私は今後、秦帝国にまつわるこうしたのか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えるこちえたとされる商鞅・韓非子の思想とは如何なる関係にあったのか、明され、如何に機能したのか、更には秦の政治に大きな影響を如何なる法思想であったのか、更には秦の政治に大きな影響をのか、等々を検討しなければ、当時の法治の場に於て如何に運のか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えるこのか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えるこのか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えるこのか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えるこのか、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えるこのが、等々を検討しなければ、当時の法治の真の姿を把えることはできないであろう。私は今後、秦帝国にまつわるこうしたとはできないであろう。私は今後、秦帝国にまつわるこうしたとはできないであるう。私は今後、秦帝国にまつわるこうしたとはできないである。

諸問題について、更に検討を進めて行きたいと思う。

ら窺い得る秦の政治理念である。

- $\widehat{\underline{1}}$ 夕刊)は、「秦簡の研究は関係者の間でブームになって 丸道雄氏の談話を伝えている。 会議』点描」①(一九八三年九月十三日付『朝日新聞』 加記」セミナーA―3の項による。尚、「『国際東洋学 いるが、研究者が一堂に会したのも収穫だった」との松 『東洋史研究』(第四十二巻第三号)編輯委員会の「参
- 2 秦律の成立事情については、秦王政や始皇帝への避諱。 編まれたもの)、とするのが共通の理解である。この点 する)のもので、秦律全体の抄録(概ね南郡統治の為に られてきている。出土秦簡は戦国中期以降、次第に増加 条文の具体的内容、また、字体の上などから検討が進め については、本誌掲載の「雲夢秦簡研究関係資料目録」 してきた条文を含む秦王政の時代(戦国最末期を下限と
- った。 尚 組『睡虎地秦墓竹簡』(一九七八年、文物出版社)に従 の第一類に揚げた各論文参照。 竹簡の分類や名称は、以下、睡虎地秦墓竹簡整理小
- 3 夫」は県レベル以下の官吏で、田・倉・亭・発弩など各 「道」は少数民族居住区を表す行政単位。駢字騫氏「秦 ゛道,考」(『文史』九、一九八○年)参照。また「嗇

6

- と。「官嗇夫」は県令・丞以下の各級主任。「嗇夫」に は各々県・道の行政長官。即ち「県嗇夫」とは県令のこ 分野を主管する。また「県嗇夫(大嗇夫)」「道嗇夫」 ついては前掲「雲夢秦簡研究関係資料目録」第八類の各
- 4 以下、雲夢秦簡の訓読に際しては、前掲『睡虎地秦墓竹 す。 により、字句を改めた箇所があるが、繁雑を避けるため 用文末の数字は、前掲『睡虎地秦墓竹簡』の掲載頁を表 律雑抄」は各々「答問」「雑抄」と略記する。尚、 逐一の注記を省くこととした。また、「法律答問」「奏 簡』を底本とする。『睡虎地秦墓竹簡』の付す注や私見
- (5) 税制の整備を物語るものに、「法律答問」の次の如き記 論ずるに当たるや当たらざるや。部佐、匿田と為す。且 載がある。「部佐諸民の田を匿して、諸民知らずんば、 為し、未だ租せずんば、論ずるに匿田と為さず」(答問 た何をか為さん。已に諸民に租して言げずんば、匿田と 二一八頁
- 秦律に頻出する「貲甲」「貲盾」の刑は、貲一盾、 **貲一甲、貲二甲、貲二甲一盾の順に重くなり、**

(7)原文「典」は秦王政の「政(正)」字を避けたもの。

虎地秦墓竹簡》注釈質疑」(『考古』一九八一年一期)文物出版社)、張銘新氏「関于《秦律中的居》——《睡于豪亮氏「秦律叢考」(『文物集刊』2、一九八〇年、

四二頁)とある。

四二頁)とある。

本告の誤差については、「法律答問」に「何如ぞ大誤と報告の誤差については、「法律答問」に「何如ぞ大誤と報告の誤差については、「法律答問」に「何如ぞ大誤と

10

(12)前掲高恒氏論文によれば、「廃」は廃職で後の復職可。

き者は乃ち版に用ひよ。其の県、山の茀多き者は、茀をに用ふ可き者を取ら令め、之を方にして以て書し、方毋(3)秦律ではこの他、「県及び都官をして柳及び木の柔く書

9

一居」は

覧刑・

贖刑と

労役とを

結合させた

抵償

労役制度。

弄」「蒲」「藺」「泉」の採取をも義務づけている。頁)と、文書用の「柳」「木」や、その綴じ紐となる「前よ。各々其の獲時を以て多く之を積め」(司空・八三以て書を纏り、弄毋き者は蒲・藺を以てし泉を以て之を

術』伐木)参照。 曰、自正月以終季夏、不可伐木、必生蠹蟲」(『斉民要曰、自正月以終季夏、不可伐木、必生蠹蟲」(『斉民要

(15) 秦律の農民保護が「愛民」の精神から発せられたもので(15) 秦律の農民保護が「愛民」の精神から発せられたものでよの子新生にして怪物其の身に有り、及び全からず。而其の子新生にして怪物其の身に有り、及び全からず。而其の子親生にして怪物其の身に有り、及び全からず。而其の子親生にして怪物其の身に有り、及び全からず。而其の規定によって明治の情神から発せられたものであり、耕戦の民となり得ない者には、人間としての価値を関する。

を認めなかったのである。

(6) 倉庫管理に関する秦律の厳重さは、却って繁雑とも言え(6) 倉庫管理に関する秦律の厳重さは、却って繁雑とも言えなら、倉庫管理に関する秦律の厳重さは、却って繁雑とも言え

摘する。 摘する。 にする支柱の一つになっていたと指 では専制王権を強固にする支柱の一つになっていたと指 では専制王権を強固にする支柱の一つになっていたと指 では専制王権を強固にする支柱の一つになっていたと指 (17) 呉栄曾氏「秦的官府手工業」(『雲夢秦簡研究』一九八

八〇年、中華書局)参照。
于豪亮氏「雲夢秦簡所見職官述略」(『文史』8、一九(1)「発弩」は弩機を使用する部隊、その主任が「発弩嗇夫」。